

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十号。以下この条及び次条第十三項において「会社法改正法」という。）の施行の日（令和三年三月一日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一条第二表に係る改正規定、第二条中会社計算規則第二条第二項第十五号の次に一号を加える改正規定及び第百三十四条の改正規定並びに第三条中一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第七条の次に二条を加える改正規定及び第五十一条の改正規定は、会社法改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（次条第四項及び第五項において「一部施行日」という。）から施行する。

(会社法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 施行日前に招集の手続が開始された創立総会又は種類創立総会に係る創立総会参考書類の記載については、なお従前の例による。

2 施行日前に法第七十一条第一項の株主総会の決議がされた場合におけるその全部取得条項付種類株式

の取得に係る法第七十一条の二第一項に規定する書面又は電磁的記録の記載又は記録については、なお従前の例による。

3 施行日前に法第八十条第二項の株主総会（株式の併合をするために種類株主総会の決議を要する場合にあつては、当該種類株主総会を含む。）の決議がされた場合におけるその株式の併合に係る法第八十二条の二第一項に規定する書面又は電磁的記録の記載又は記録については、なお従前の例による。

4 一部施行日前に法第九十九条第二項に規定する募集事項の決定があつた場合におけるその募集に応じて募集株式の引受けの申込みをしようとする者に対して通知すべき事項については、なお従前の例による。

5 一部施行日前に法第二百三十八条第一項に規定する募集事項の決定があつた場合におけるその募集に応じて募集新株予約権の引受けの申込みをしようとする者に対して通知すべき事項については、なお従前の例による。

6 第一条の規定（同条第一表に係る改正規定に限る。）による改正後の会社法施行規則（以下「新会社法施行規則」という。）第七十四条第一項第五号及び第六号、第七十四条の三第一項第七号及び第八号、第

七十五条第五号及び第六号、第七十六条第一項第七号及び第八号並びに第七十七条第六号及び第七号の規定は、施行日後に締結される補償契約及び役員等賠償責任保険契約について適用する。

- 7 施行日以後にその末日が到来する事業年度のうち最初のものに係る定時株主総会より前に開催される株主総会又は種類株主総会に係る株主総会参考書類の記載については、新会社法施行規則第七十四条第三項第三号並びに第四項第七号ロ及びハ、第七十四条の二、第七十四条の三第三項第三号並びに第四項第七号ロ及びハ並びに第七十六条第三項第三号並びに第四項第六号ロ及びハ（これらの規定を会社法施行規則第九十五条第三号において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 8 前項の株主総会参考書類の記載に係る社外役員及び社外取締役候補者については、新会社法施行規則第二条第三項第五号及び第七号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 9 前三項に定めるもののほか、施行日前に招集の手続が開始された株主総会又は種類株主総会に係る株主総会参考書類の記載については、なお従前の例による。
- 10 新会社法施行規則第一百九条第二号の二、第二百一十一条第三号の二から第三号の四まで、第二百一十一条の二、第二百五条第二号から第四号まで及び第二百二十六条第七号の二から第七号の四までの規定は、施

行日後に締結された補償契約及び役員等賠償責任保険契約について適用する。

- 11 前項に定めるもののほか、施行日前にその末日が到来した事業年度のうち最終のものに係る株式会社の事業報告の記載又は記録及び施行日以後にその末日が到来する事業年度のうち最初のものに係る株式会社の事業報告における第一条（同条第一表に係る改正規定に限る。）の規定による改正前の会社法施行規則第二百二十四条第二項の理由の記載又は記録については、なお従前の例による。
- 12 前項の事業報告の記載又は記録に係る社外役員については、新会社法施行規則第二条第三項第五号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 13 施行日前に会社法改正法による改正前の法第六百七十六条に規定する事項の決定があつた場合におけるその募集社債及び施行日前に法第二百三十八条第一項に規定する募集事項の決定があつた場合におけるその新株予約権付社債の発行の手続については、新会社法施行規則第六十二条及び第六十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 14 施行日前に招集の手続が開始された社債権者集会に係る社債権者集会参考書類及び議決権行使書面の記載については、なお従前の例による。